

令和6年6月10日 美郷町農業委員会会議録

令和6年6月10日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木 定 廣	9番	高 橋 一 平
2番	継 田 竜 也	10番	深 沢 靖
3番	高 橋 広 樹	11番	齋 藤 美由木
4番	奥 山 秀 治	12番	高 橋 国 広
5番	小 西 嘉 之	13番	佐々木 竜 孝
6番	深 田 秋 彦	15番	高 橋 秀 行
7番	山 田 貞 子	16番	細 井 千代文
8番	高 橋 孝 人	17番	高 橋 正 尚

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

14番 加 藤 堅之助

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	高 橋 絹 子

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案第30号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）
- 第 5 議案第31号 農地転用事業計画変更の承認について
- 第 6 議案第32号 美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

会長 高橋 正尚 午前9時33分本委員会の閉会を告げた。

令和6年6月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和6年6月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時33分
5. 議事録署名委員 5番 小西嘉之
6番 深田秋彦

- 議 長 それでは、ただ今から令和6年第6回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、5番、小西委員、6番、深田委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第28号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第28号、申請番号31番から申請番号34番について議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号31番、千畑地区の畑1筆、358㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は以前から受人が借りて耕作しておりましたが、面積要件が撤廃されたため売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
申請番号32番、千畑地区の畑1筆、181㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は県外在住のため、農地を手放したく、売買するものです。受人は、当該地に隣接する住宅及び宅地と同時に取得し、町外から先月末に転入いたしました。売買価格は総額〇〇〇円です。
続きまして、使用貸借権です。
申請番号33番、千畑地区の田20筆、20,903㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。5月総会で〇〇〇さんが秋田県農業公社へ売買した公社特例事業によるものです。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受入へ所有権が移る予定です。
申請番号34番、仙南地区の田2筆、8,187平方メートル、渡人は公益

社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。5月総会で〇〇〇さんが秋田県農業公社へ売買した公社特例事業によるものです。受人は10年分割で地代を支払った後、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。申請番号31番から34番までの4件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第28号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号31番から申請番号34番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号31番から申請番号34番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号31番から申請番号34番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第2、議案第28号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 次に、日程第3、議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第29号について事務局より説明願います。

- 庶務班長 【 議案第29号、申請番号73番から申請番号78番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号73番、千畑地区の田4筆、畑1筆、計4,016㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。圃場整備事業に伴う集積のためです。売買価格は10aあたり〇〇〇円で、引き渡し時期は6月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

以下3件の受け手は〇〇〇さんです。

この農地は3人の所有者の合作地となっており、近隣で耕作している受人へ売買するものです。

申請番号74番、千畑地区の田2筆、3,609㎡、渡人は〇〇〇さんです。

渡人は町外に居住しており、農地を手放したいため売買するものです。

売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は6月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号75番、千畑地区の田1筆、1,329㎡、渡人は〇〇〇さんです。

渡人は県外在住のため、農地を手放したく受人へ譲渡するものです。渡人の希望により対価はありません。引き渡し時期は6月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、申請番号74番と同じです。

申請番号76番、千畑地区の田1筆、570㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人の父親が昨年亡くなり、耕作できなくなったため、合作地の申請番号74番、75番と同時期に売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は6月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、申請番号74番と同じです。

申請番号77番、千畑地区の田2筆、2,961㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。5月総会で、〇〇〇さん、〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売買した案件です。即売りのため、今回受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円で、引き渡し時期は8月13日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人はトラクター、田植機、コンバインは所有、乾燥、糶摺りは委託しております。

続きまして貸借権設定です。

申請番号78番、千畑地区の田7筆、13,133㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号73番から申請番号78番までの案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第29号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号73番から申請番号78番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号73番から申請番号78番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号73番から申請番号78番までについては原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第3、議案第29号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 次に、日程第4、議案第30号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第30号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第30号、申請番号106番から申請番号115番について議案書をもとに朗読、説明 】
中間管理事業による貸借権設定です。
申請番号106番、千畑地区の田1筆、2,314㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号107番、六郷地区の田2筆、2,555㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は15年間です。

申請番号108番、六郷地区の田14筆、10,560.47㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号109番、六郷地区の田1筆、675㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号110番、六郷地区の田4筆、3,240㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号111番、六郷地区の田2筆、8,002㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号112番、千畑地区の田3筆、6,080㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号113番、千畑地区の田9筆、10,527㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号114番、仙南地区の田12筆、13,789㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号115番、仙南地区の田55筆、畑1筆、計8万1,198.25㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。使用貸借です。期間は20年間です。

申請番号106番から115番までの10件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- 議 長 議案第30号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号106番から申請番号115番までについて質疑を行います。質疑
ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号106番から申請番号115番ま
でについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号106番から申請番号115番ま
でについては原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第4、議案第30号については原案のとおり許可決定いたしま
す。

- 議 長 次に、日程第5、議案第31号農地転用事業計画変更の承認についてを上程し議題とします。議案第31号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第31号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】
申請番号1番、六郷地区の畑2筆、572.05㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。
この案件は、令和3年に農地法第5条による転用許可がされたものですが、所有権移転の後、コロナ渦の影響により、予定していた顧客が建設を中止してしまい、また、住宅建築全般の落ち込みにより、資材が高騰し、調達も難しくなったことから、計画を遂行できなくなりました。
今回、町内で建築塗装業を営んでいる業者が事業拡大に伴い、新事業所開設のための土地を探していたところ、町内で必要な広さを確保できる当該地を選定いたしましたので、所有者及び転用の目的に係る事業変更承認申請をするものです。面積は、プレハブ事務所37.26㎡、プレハブ倉庫12.42㎡、単管組立車庫60.00㎡、駐車スペース、通路、雪捨て場、緩衝地462.37㎡です。総事業費は〇〇〇円で、全額自己資金です。用地取得費は〇〇〇円です。当該地は第3種農地で農地法施行規則第44条第3号にあります「都市計画法に規定する用途地域に定められる農地」に該当します。この案件につきましては、1ページに位置図、2ページに配置図、3ページにプレハブカタログ、4ページに公図を添付しております。以上です。
- 議 長 議案第31号について、事務局より説明が終わりました。
- 議 長 それでは、転用ですので調査の報告をお願いします。
- 1番委員 申請番号1番について調査のご報告をいたします。
5月24日、代理人の〇〇〇に電話にて調査、確認いたしました。また、5月25日に受人の〇〇〇さんへ調査したところ、周辺への影響等、何ら問題がなかったことをご報告いたします。
- 議 長 申請番号1番の調査の報告が終わりました。
- 議 長 それでは、これより審議を行います。
申請番号1番について質疑を行います。質疑ございませんか。

- 議 長 暫時休憩します。 午前9時17分
- 議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時18分

- 議 長 ほかに質疑ございませんか。
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については原案のとおり決しました。
- 議 長 よって日程第5、議案第31号については原案のとおり計画変更を承認いたします。

●議 長 次に、日程第6、議案第32号美郷農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見についてを上程し議題とします。

●議 長 暫時休憩します。 午前9時19分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。 午前9時20分

●議 長 それでは、議案第32号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第32号について議案書をもとに朗読 】

●庶務班長 説明については、農政課からいたします。

農政課職員 それでは、美郷農業振興地域整備計画変更（案）について説明させていただきます。

始めに、資料1ページをご覧ください。

今回申請があったのは、除外案件が2件です。どちらも一般住宅用地とすることを目的としております。

資料2ページから5ページにつきましては、県の事務取扱要領に基づき整備したものを添付しております。

まずは、申出番号1番について説明申し上げます。

資料は、6ページから11ページとなります。転用事業者は〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの祖父である〇〇〇さんでございます。

変更申出地は、〇〇〇、変更申請面積は476㎡、現況地目は田となっております。転用事業者の〇〇〇さんは、結婚を機に、現在の集合住宅に居住しておりますが、お子さんの誕生により、住宅が手狭となったことから、新たな住宅の建築を希望されております。

変更申出地は、町道と宅地に面しており、狭小な農地であることから、農地の集団化や集積には支障がないと判断しております。また、分断される水路や農地も存在しないため、土地改良施設の機能にも支障がないと判断しております。変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については、7ページから11ページに添付しております。申出番号1番についての説明は以上となります。

続きまして、申出番号2番について説明申し上げます。

資料は、12ページから17ページとなります。転用事業者は〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの父親である〇〇〇さんでございます。

変更申出地は、〇〇〇、変更申請面積は300㎡、現況地目は畑となっております。

転用事業者の〇〇〇さんは、現在、ご実家に居住しておりますが、今年に入りご結婚され、家族が増えたことと、今後お子さんの誕生も予定されており、住宅がさらに手狭になると見込まれることから、新たな住宅の建築を希望されております。

変更申出地は、町道に面しており、狭小な農地であることから、農地の集団化や集積には支障がないと判断しております。また、分断される水路や農地も存在しないため、土地改良施設の機能にも支障がないと判断しております。

変更申出地の位置図、見取図、航空写真、現況写真については、13ページから17ページに添付しております。申出番号2番についての説明は以上となります。

本日の案件は以上となります。ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

●議 長 議案第32号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それでは、これより審議を行います。

議案第32号について質疑を行います。質疑ございませんか。

17番委員 排水についてはどのようになりますか。

農政課職員 申出番号1番については、合併浄化槽を設置する予定となっており、変更申出地に隣接する水路に排水することとなります。

申出番号2番については、変更申出地に隣接する農業集落排水に接続する予定となっております。

●議 長 ほかに質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第32号についての意見の答申ですが、原案のとおり許可相当と意見決定してもよろしいでしょうか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第32号については、許可相当の意見を附して答申いたします。

●議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。

●議 長 これをもちまして、令和6年第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時33分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和6年6月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 小 西 嘉 之

議事録署名委員 深 田 秋 彦